

法改正情報	2025 年度版 管理業務主任者 基本テキスト
-------	----------------------------

11556-5

本書において、下記のとおり、法改正による修正箇所がございます。

恐れ入りますが、以下をご確認の上、本書をご利用いただきますよう、お願い申し上げます。

T A C 出版

	改訂前	改訂後
P275 ⑨ 4 行目	⑩	⑫
P285 2. 4 行目・7 行目冒頭に追加		(1)
P285 2. 6 行目に追加		(2)組合員は、(1)で届け出た内容に変更がある場合には、直ちにその旨を書面により届け出なければなりません。
P285 2. 10 行目に追加		(2)組合員は、(1)で届け出た内容に変更がある場合には、直ちにその旨を書面または電磁的方法により届け出なければなりません。
P308 ウ)の下に追加		エ) 宅配ボックスの設置工事に関し、壁や床面に宅配ボックスを固定するなど、共用部分の加工の程度が小さい場合は、普通決議により実施可能と考えられる。
P308	エ)	オ)
P308 訂正後のオ)の下に追加		カ) 充電設備の設置工事に関し、充電器自体の設置および配線を通すために必要な配管の設置など、建物の躯体部分や敷地への加工の程度が小さい工事を行う場合や、敷地へ相当程度の加工を加えることなく受変電設備を変更する場合は、普通決議により実施可能と考えられる。
P309	オ)	キ)
P309	カ)	ク)
P312 5 行目に追加		ただし、議事録が電磁的記録で作成されているときには、組合員または利害関係人からの求めがある場合に閲覧に代えて、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により提供することができます。
P312 第 49 関係コメントの下に追加		総会資料の保管等（49 条の 2） 〔※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定〕 (ア) 電磁的方法が利用可能ではない場合 理事長は、議案書および付随する資料を保管し、組合員または利害関係人の理由を付した書面による請求があ

		ったときは、議案書および付随する資料の閲覧をさせなければなりません。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができます。 (イ) 電磁的方法が利用可能な場合 (1) 理事長は、議案書および付随する資料を書面または電磁的記録により保管し、組合員または利害関係人の理由を付した書面または電磁的方法による請求があったときは、議案書および付随する資料の閲覧をさせなければなりません。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができます。 (2) 電磁的記録により作成された議案書および付随する資料の閲覧については、８．(5)に定める議事録の閲覧および提供に関する規定を準用します。
P315 １番下に追加		(5) 理事会で使用した資料については、49 条の２の規定を準用します。
P317 ⑦の下に追加		⑧ 管理費等の徴収に関する収納金の一部弁済についての弁済の充当の順序の設定
P317	⑧	⑨
P317 訂正後の⑨の下に追加		⑩ 区分所有者の所在等の探索
P317	⑨	⑪
P317	⑩	⑫
P317	⑪	⑬
P318 ２行目	⑩	⑫
P322 (4)の下に追加		(5) 収納金が全ての債務を消滅させるのに足りないときは、管理組合は、理事会の決議により定める弁済の充当の順序に従い、その弁済を充当することができます。
P322	(5)	(6)
P322	(6)	(7)
P332 (4) 5 行目 P333 １行目 (4) 6 行目 (6) 1 行目 (7) 1 行目	使用細則等	細則内容書面

以上